

第4章 計画段階配慮事項の選定

第4章 計画段階配慮事項の選定

1 計画段階配慮事項

計画段階配慮事項は、奈良県環境影響評価条例第4条に基づく「奈良県環境影響評価技術指針」（平成11年9月21日奈良県告示第303号）（以下「指針」という。）別表第八の標準項目を勘案し、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定した。

本事業に伴う一連の諸行為等のうち、指針別表第八（p. 4-6 表4. 2-2参照）に掲げられている環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）を「工事の実施」、「土地又は工作物の存在及び供用」の各段階において抽出し、指針別表第八に掲げられている環境の構成要素（以下「環境要素」という。）のうち、抽出した影響要因により、重大な影響を受けるおそれがあり、調査、予測及び評価を行う必要があると考えられる事項を配慮事項として大気質、景観を選定した。

影響要因と環境要素の関連及び選定した計画段階配慮事項は表4. 1-1に示すとおりである。

表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素												生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素		人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素			環境への負荷の量の程度及び評価をされるべき環境要素						
	大気環境						水環境		土壌に係る環境		動物		植物		生態系		景観		人と自然との触れ合いの活動の場		文化遺産			
	大気質			大気質			騒音		振動		悪臭		水質		地形及び地質		その他の環境要素							
	二酸化窒素	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	粉じん等	大気質に係る有害物質	騒音	振動	悪臭	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	ダイオキシソ類	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	文化財及び埋蔵文化財包蔵地	建設工事に伴う副産物	廃棄物				
工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			○																				
	切土工等又は既存の工作物の除去			○					○														○	
	建設機械の稼働			○																				
	焼却場の存在																							
土地又は供用物の	焼却場の稼働	○	○	○	○																			
	廃棄物の搬入に用いる車両の運行	○			○																		○	

注：表中の網掛け■は本計画段階配慮手続きにおいて選定した項目であることを示す。

表中の○は環境影響評価（方法書、準備書、評価書）の項目を選定するに当たっての指針に示す参考項目であることを示す。

この表において、用語の意義は次に示すとおりである。

「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

「大気質に係る有害物質」とは、塩化水素、水銀及びダイオキシソ類をいう。

「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に關し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。

「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

2 選定理由または選定しなかった理由

計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由を表 4.2-1 に示す。

工事の実施に関する環境影響について、リサイクル施設を設置する場合は、事務厚生棟などの主要建築物と最寄り民家までの距離が、設置しない場合に比べ短くなり、リサイクル施設を設置しない場合は、管理棟と奈良県立奈良養護学校との距離が短くなる。大気質(粉じん)、騒音、振動への影響について考えると、いずれも仮囲いの設置をはじめとする環境保全のための措置を講じることにより、さらなる影響の低減が可能であり、重大な環境影響は及ぼさないものと考えられる。また、水質(水の濁り)についても、濁水に対する環境保全のための措置を講じること、廃棄物等(建設工事に伴う副産物)についても、適切に再資源化を図ることにより、重大な環境影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。したがって、工事の実施については、計画段階配慮事項として選定しなかった。

なお、ここでの選定は、複数案の比較及び重大な環境影響を生じるおそれの有無を確認する観点において行ったものであり、工事の実施に関する環境影響及び表 4.2-1 において選定しなかった項目について、方法書以降の手続きにおいても選定しないことを意味するものではない。方法書段階では、環境影響の未然防止、あるいは低減など、環境保全の見地から、再度選定する。

表 4.2-1(1/2) 計画段階配慮事項の選定理由または選定しなかった理由

項 目		選定	選定理由または選定しなかった理由		
環境要素の区分	環境要因の区分				
土地又は工作物の存在及び供用	大気質	二酸化窒素	焼却場の稼働	○	計画施設の稼働に伴って、排ガス中に含まれる硫黄酸化物等により、重大な影響を及ぼすおそれがあること、複数案（煙突高さ）による周辺地域への影響に差が生じるおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。
		二酸化硫黄			
		浮遊粒子状物質			
		大気質に係る有害物質			
	二酸化窒素	廃棄物の搬入に用いる車両の運行	×	廃棄物運搬車両の集中する国道24号（奈良市柏木町）において昼間12時間交通量は39,941台（推定値）となっている（p.3-70参照）。これに対して廃棄物運搬車両台数は、5市町広域化の場合にあって、1日あたり最大3,142台（往復）と予想され、その寄与率は最大でも7.3%程度であることから、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。また、その台数は複数案の間に大きな差が生じないことから、計画段階配慮事項に選定しなかった。	
					粉じん等
	騒音	焼却場の稼働	×	焼却施設、リサイクル施設は、ともに鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造により建設する予定である。また、大きな騒音を発生させる機器等は、専用室に設置し、壁面の吸音処理などの対策を講じることにより、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。また、複数案に大きな差が生じるものではないことから、計画段階配慮事項に選定しなかった。	
		廃棄物の搬入に用いる車両の運行	×	大気質と同様	
	振動	焼却場の稼働	×	焼却施設、リサイクル施設は、ともに鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造により建設する予定である。また、振動の発生源である機器には防振対策を講じ、また、それらの機器に接続する配管・ダクト類についても可とう継手、振れ止め等により、構造振動の発生を抑制することから、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。また、複数案に大きな差が生じるものではないことから、計画段階配慮事項に選定しなかった。	
		廃棄物の搬入に用いる車両の運行	×	大気質と同様	
悪臭	焼却場の稼働	×	排ガスの臭気要因として、二酸化窒素、硫黄酸化物、塩化水素などの無機ガスがあげられるが、「第2章 環境保全目標値（自主管理値）」（p2-13参照）に示した環境保全目標値（自主管理値）まで排出濃度は低下させる計画であり、これに応じて排出口での臭気指数は低減できる。したがって、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。また、複数案に差が生じるものではないことから、計画段階配慮事項に選定しなかった。		
水質	水の濁り	焼却場の稼働	×	計画施設から排出されるプラント系排水、ごみピット汚水、床洗浄水等は、全て排水処理設備により処理した後、施設内で再利用し、余剰分を下水道放流する。また、生活系排水についても下水道放流とすることから、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。さらに、複数案に差が生じないことから、計画段階配慮事項に選定しなかった。	
	水の汚れ				

表 4.2-1 (2/2) 計画段階配慮事項の選定理由または選定しなかった理由

項 目			選定	選定理由または選定しなかった理由	
環境要素の区分		環境要因の区分			
土地又は工作物の存在及び供用	地形及び地質	重要な地形及び地質	焼却場の存在	×	対象事業実施想定区域は、広く水田となっているほか、一部に事業所が立地している。また、第3章における既存資料調査においても学術上または希少性の観点から重要な地形の存在は確認されていない。 したがって、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられ、また、複数案に差が生じないことから、計画段階配慮事項に選定しなかった。
		ダイオキシン類			
	動物	重要な種及び注目すべき生息地	焼却場の存在	×	対象事業実施想定区域は、広く水田となっているほか、一部に事業所が立地している。動物について、第3章での既存資料によって確認された重要な種が、生息している可能性があるが、植物については、重要な群落は確認されず、生態系についても重要な特徴はないものと考えられる。 今後の環境影響評価における調査、予測、評価、環境保全のための措置を適切に実施することで、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられ、また、複数案では改変面積に差はあるものの、ともに現況は水田となっており、大きな差が生じないことから、計画段階配慮事項に選定しなかった。
	植物	重要な種及び群落			
	生態系	地域を特徴づける生態系			
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	焼却場の存在	○	主要な眺望点における景観が変化し、重大な影響を及ぼすおそれがあること、また、複数案による影響に差が生じるおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	焼却場の存在	×	対象事業実施区域から最寄りの主要な人と自然との触れ合いの活動の場「奈良・西の京・斑鳩自転車道」までは約0.4km、「大和郡山市九条スポーツセンターグラウンド」までは約0.3kmの距離があり（p.3-57参照）、これらを直接改変することはない。 したがって、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられ、また、複数案に差が生じないことから、計画段階配慮事項に選定しなかった。
	文化遺産	文化財及び埋蔵文化財包蔵地	焼却場の存在	×	対象事業実施想定区域は粟師寺、唐招提寺が位置する西ノ京エリアに接するが、それぞれ約1.0km、1.6kmの距離がある。また、対象事業実施想定区域は、広く水田となっているほか、一部に事業所が立地している。 また、第3章において、既存資料を調査した結果、対象事業実施想定区域は、周知の埋蔵文化財包蔵地である平城京跡に該当する（p.3-59参照）。 したがって、文化財保護法第94条に基づいた事前の手続きが必要であるが、文化財保護法を含め、関係法令に基づき適切な措置を講じるものとする。 なお、複数案には、差が生じないことから、計画段階配慮事項に選定しなかった。
	廃棄物等	廃棄物	廃棄物の発生	×	計画施設の稼働に伴って発生する廃棄物は、関係法令に基づく適正処理等の環境保全措置を講じるため、計画段階配慮事項として選定しなかった。

表 4.2-2 奈良県環境影響評価技術指針 別表第八 標準項目 (対象焼却施設事業)

環境要素 の区分 影響要因 の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			
	大気環境							水環境				土壌に係るその他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合い活動の場	文化遺産	廃棄物等	
	大気質					騒音	振動	悪臭	水質		地形及び地質		重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合い活動の場	文化財及び埋蔵文化財包蔵地	建設工事に伴う副産物	廃棄物	
	二酸化窒素	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	粉じん等	ダイオキシン類	騒音	振動	悪臭	水の濁り	水の汚れ	重要な地形及び地質	ダイオキシン類									
工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				○		○														
	切土工等又は既存の工作物の除去				○		○		○											○	
	建設機械の稼働				○		○														
土地又は工作物の存在及び供用	焼却場の存在									○		○	○	○	○	○					
	焼却場の稼働	○	○	○		○	○	○	○	○		○								○	
	廃棄物の搬入に用いる車両の運行	○			○		○	○													
備考																					
○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響をうけるおそれがあるものであることを示す。																					